

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	泉尾第5住宅(1号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	大正区 住之江区 住吉区	日本エレベーター製造 (株)	46,440,000	平成26年10月1日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
2	津守下水処理場ポンプ棟ガスタービン改良工事	09B:上下水道施設 工事	西成区	川崎重工業(株)	38,880,000	平成26年10月2日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
3	東我孫子中学校天井改修工事	02A:建築工事	住吉区	ダイナン工業(株)	29,160,000	平成26年10月3日	地方自治法施行令167条 の2第1項第6号	K10	-
4	庭窪浄水場オゾン空気冷却乾燥装置補 修工事	09B:上下水道施設 工事	守口市	東芝電機サービス(株)	85,860,000	平成26年10月3日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	K6	-
5	住之江工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	住之江区	(株)タクマ	189,216,000	平成26年10月6日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
6	放出西住宅(5・6号館)外昇降機設備改 修工事	09A:昇降機設置工 事	城東区 鶴見区 住 吉区	東芝エレベータ(株)	89,640,000	平成26年10月8日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
7	最適先端処理技術実験施設整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	理水化学(株)	19,980,000	平成26年10月9日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	K6	-
8	住之江工場有害ガス処理設備整備工事	09C:清掃施設工事	住之江区	倉敷紡績(株)	13,982,760	平成26年10月10日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
9	住之江工場取水設備整備工事	09C:清掃施設工事	住之江区	(株)電業社機械製作 所	33,156,000	平成26年10月10日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
10	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟ゴ ンドラ補修工事	09D:機械器具設置 工事	福島区	日本ゴンドラ(株)	2,160,000	平成26年10月10日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
11	大阪産業創造館地下機械式駐車設備整 備工事	09D:機械器具設置 工事	中央区	三菱重エメカトロシ テムズ(株)	20,520,000	平成26年10月10日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
12	舞洲工場クレーンバケット整備工事	09C:清掃施設工事	此花区	(株)福島製作所	12,744,000	平成26年10月14日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
13	体験型研修センター浄水施設棟他研修 設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	前澤工業(株)	2,732,400	平成26年10月15日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	K6	-
14	鶴見工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	鶴見区	日立造船(株)	280,800,000	平成26年10月20日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
15	大正車庫シャッター補修工事	14L:建具工事	大正区	東洋シャッター(株)	1,512,000	平成26年10月21日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(2工区)築造工事(その10)	01:土木工事	住之江区	大成・奥村・前田・中林 特定建設工事共同企業体	419,040,000	平成26年10月22日	地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手 続の特例を定める政令 第10条第1項第5号	W5	適用
17	湊町リバープレイス空調機整備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	浪速区	新晃アトモス(株)	15,120,000	平成26年10月22日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
18	平野下水処理場汚泥溶融炉排ガス分析計修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)マコト電気	3,888,000	平成26年10月22日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
19	土佐堀地下駐車場駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	西区	三菱重エメカトロシ テムズ(株)	27,432,000	平成26年10月24日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
20	安土町地下駐車場駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	中央区	三菱重エメカトロシ テムズ(株)	90,720,000	平成26年10月24日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
21	北江口第2住宅(7・8号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東淀川区 住吉区	日本エレベーター製造 (株)	66,960,000	平成26年10月29日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
22	長柄東住宅(2・3・6号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	北区 東淀川区	日本オーチス・エレ ベータ(株)	95,040,000	平成26年10月29日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
23	浪速スポーツセンター製氷設備改修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	浪速区	(株)パティネレジャー	48,454,200	平成26年10月30日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
24	舞洲工場破碎設備整備工事	09C:清掃施設工事	此花区	日立造船(株)	15,444,000	平成26年10月30日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
25	C6・7-2号機多目的クレーン補修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	JFEメカニカル(株)	15,120,000	平成26年10月30日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
26	本庁舎防災監視システム改修工事	04:電気工事	北区	パナソニックES防災 システムズ(株)	11,534,400	平成26年10月31日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
27	豊里住宅(1~3号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東淀川区 城東区	三菱電機ビルテクノ サービス(株)	64,800,000	平成26年10月31日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
28	本町地下駐車場駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	西区	エヌエイチパーキング システムズ(株)	7,668,000	平成26年10月31日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
29	谷町筋地下駐車場駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	中央区	エヌエイチパーキング システムズ(株)	19,008,000	平成26年10月31日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
30	南田辺1丁目地内マンホールポンプ外10か所電気設備改良工事	04:電気工事	東住吉区 平野区 天王寺区 生野区 住吉区	(株)明電エンジニアリング西日本	27,540,000	平成26年11月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
31	鶴見北住宅(1~3・5号館)昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	鶴見区	(株)日立ビルシステム	75,060,000	平成26年11月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
32	平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)産機テクノサービス	9,396,000	平成26年11月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
33	柴島浄水場外凝集沈でん池機械設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市	住重環境エンジニアリング(株)	42,120,000	平成26年11月6日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
34	降雨量観測装置修繕	09D:機械器具設置工事	港区、城東区、住之江区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	29,160,000	平成26年11月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
35	桑津1丁目地内マンホールポンプ外7か所電気設備改良工事	04:電気工事	東住吉区 平野区 此花区 都島区 生野区 中央区	攝津電機工業(株)	18,900,000	平成26年11月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
36	住吉川ポンプ場送水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	住之江区	(株)荏原製作所	4,903,200	平成26年11月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
37	鶴町2丁目地内マンホールポンプ外4か所電気設備改良工事	09B:上下水道施設工事	大正区 西成区 西区	日新電機(株)	12,096,000	平成26年11月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
38	舞洲工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	此花区	日立造船(株)	51,300,000	平成26年11月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
39	八尾工場電気計装設備整備工事	09C:清掃施設工事	八尾市	富士電機(株)	33,220,800	平成26年11月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
40	大阪市中央卸売市場南港市場大動物枝肉冷却庫ユニットクーラー取替工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	(株)ダイキンアプライドシステムズ	6,480,000	平成26年11月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
41	大阪港咲洲トンネル無線通信補助設備改良工事	10:電気通信工事	住之江区 港区	(株)日立国際ハモソリューションズ	15,660,000	平成26年11月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
42	もと市立環境学習センター熱源機器整備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	鶴見区	パナソニックES産機システム(株)	11,815,200	平成26年11月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
43	東野田抽水所第1ポンプ棟受変電設備改良工事	09B:上下水道施設工事	都島区	東芝電機サービス(株)	23,328,000	平成26年11月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
44	東淡路3丁目地内一時貯留水排水ポンプ外9か所電気設備改良工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区 外7区	(株)大同電機製作所	22,572,000	平成26年11月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
45	平林抽水所雨水ポンプ制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	住之江区	(株)東芝	222,480,000	平成26年11月14日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
46	大阪市中央卸売市場本場エレベーター・エスカレーター補修工事	09A:昇降機設置工事	福島区	フジテック(株)	5,292,000	平成26年11月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
47	庭窪浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	東芝電機サービス(株)	42,714,000	平成26年11月17日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
48	西淀工場焼却設備中間整備工事(その3)	09C:清掃施設工事	西淀川区	(株)タクマ	4,168,800	平成26年11月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
49	柴島浄水場採水ポンプ整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)鶴見製作所	17,820,000	平成26年11月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
50	柴島浄水場外採水ポンプ整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 寝屋川市	(株)西島製作所	15,120,000	平成26年11月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
51	上新庄2丁目地内マンホールポンプ外18か所電気設備改良工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区 外12区	向洋電機(株)	41,904,000	平成26年11月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
52	住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(1工区)築造工事(その10)	01:土木工事	住之江区	大林・鴻池・五洋・久本 特定建設工事共同企業体	588,600,000	平成26年11月20日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第5号	W5	適用
53	市岡下水処理場外2か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	港区 城東区 東成区	(株)明電舎	63,180,000	平成26年11月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
54	柴島浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株)	138,240,000	平成26年11月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
55	舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	東芝電機サービス(株)	15,120,000	平成26年11月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
56	平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)明電エンジニアリング西日本	7,290,000	平成26年11月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
57	中野町2丁目地内一時貯留水排水ポンプ外8か所電気設備改良工事	09B:上下水道施設工事	都島区、城東区、鶴見区、東成区、平野区、西淀川区	アズビル(株)	19,440,000	平成26年11月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
58	井高野抽水所外8か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区 淀川区 城東区 此花区	(株)東芝	138,780,000	平成26年11月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
59	八尾工場タービン発電機保護継電器改修工事	09C:清掃施設工事	八尾市	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	4,860,000	平成26年11月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
60	もと市立環境学習センター空気調和機整備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	鶴見区	パナソニック環境エンジニアリング(株)	7,084,800	平成26年11月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
61	住之江工場搬入物検査設備整備工事	09C:清掃施設工事	住之江区	(株) タクマ	6,102,000	平成26年11月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
62	柴島浄水場ろ過池下部集水装置補修工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株)	44,712,000	平成26年11月27日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
63	井高野抽水所スクリーンかす搬出設備改良工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株) 丸島アクアシステム	28,620,000	平成26年11月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
64	鶴見工場じん芥クレーンバケット整備工事	09C:清掃施設工事	鶴見区	(株) 福島製作所	5,292,000	平成26年11月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
65	八尾工場クレーンバケット整備工事	09C:清掃施設工事	八尾市	(株) 福島製作所	8,100,000	平成26年11月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
66	一津屋取水場取水ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区 寝屋川市	(株) 荏原製作所	42,660,000	平成26年11月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
67	西淀工場計装設備整備工事(その2)	09C:清掃施設工事	西淀川区	富士電機(株)	9,838,800	平成26年12月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
68	大阪市中央卸売市場南港市場小動物追込コンベアその他改修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	花木工業(株)	35,208,000	平成26年12月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
69	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟排煙設備補修工事	14L:建具工事	福島区	オイレスECO(株)	1,998,000	平成26年12月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
70	天王寺動物園カバ舎ろ材交換及びその他修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	天王寺区	(株) ゼオ	22,248,000	平成26年12月2日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
71	中浜下水処理場西沈砂池沈砂洗浄設備改良工事	09B:上下水道施設工事	城東区	(株) 日立プラントサービス	37,044,000	平成26年12月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
72	今福下水処理場スクリーンかす洗浄脱水設備改良工事	09B:上下水道施設工事	城東区	クボタ環境サービス(株)	44,712,000	平成26年12月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
73	十八条下水処理場制御設備機能追加工事	09B:上下水道施設工事	淀川区	(株) 東芝	406,836,000	平成26年12月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
74	大阪市中央卸売市場東部市場水産卸売場低温化設備補修工事	09D:機械器具設置工事	東住吉区	(株)前川製作所	6,642,000	平成26年12月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
75	都島本通2丁目地内マンホールポンプ外14か所電気設備改良工事	09B:上下水道施設工事	都島区外14か所	(株)安川電機	33,912,000	平成26年12月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
76	中浜下水処理場No. 2消化ガスタンク改良工事	09B:上下水道施設工事	城東区	月島機械(株)	81,000,000	平成26年12月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
77	(仮称)西部合同庁舎建築電気設備設置に伴う既設通信設備改造工事	10:電気通信工事	西区 東淀川区	(株)日立システムズ	11,772,000	平成26年12月10日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
78	此花区役所熱源機器整備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	此花区	テクノ矢崎(株)	8,424,000	平成26年12月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
79	住之江下水処理場外6か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	住之江区 平野区 此花区 港区	(株)日立製作所	324,000,000	平成26年12月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
80	平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事(その2)	09B:上下水道施設工事	平野区	日揮(株)	118,800,000	平成26年12月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
81	舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	巴工業(株)	13,716,000	平成26年12月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
82	八尾工場クレーン設備整備工事	09C:清掃施設工事	八尾市	(有)サヌキ環境エンジニアリング	11,394,000	平成26年12月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
83	長堀抽水所雨水滞水池築造工事(その8)	01:土木工事	西区	熊谷・三井住友・日宝 特定建設工事共同企業体	489,240,000	平成26年12月15日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第5号	W5	適用
84	舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事(その2)	09B:上下水道施設工事	此花区	月島機械・メタウォーター・東芝 特定建設工事共同企業体	108,432,000	平成26年12月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
85	西淀工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	西淀川区	(株)タクマ	265,680,000	平成26年12月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
86	柴島浄水場薬液ポンプ整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	日機装(株)	4,827,600	平成26年12月17日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
87	平野工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	平野区	JFEエンジニアリング(株)	237,600,000	平成26年12月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
88	庭窪浄水場高圧電動機整備修繕	09B:上下水道施設 工事	守口市	東芝電機サービス(株)	7,560,000	平成26年12月19日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	K6	-
89	道頓堀川水門外1監視制御装置修繕	09B:上下水道施設 工事	浪速区 中央区	(株)安川電機	10,800,000	平成26年12月19日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-
90	柴島浄水場外排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	メタウォーター(株)	120,420,000	平成26年12月19日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	K6	-
91	寝屋川口水門外39箇所遠方監視装置修 繕	09B:上下水道施設 工事	城東区 旭区 都島 区 浪速区 中央区	三菱電機プラントエン 지니어リング(株)	6,480,000	平成26年12月25日	地方自治法施行令167条 の2第1項第2号	K6	-

随意契約理由書

1 案件名称

泉尾第5住宅(1号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本エレベーター製造㈱

3 随意契約理由

本工事は、日本エレベーター製造㈱の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本エレベーター製造㈱にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である日本エレベーター製造㈱と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課（電話番号 06-6208-7835）

随意契約理由書

1 工事名称 津守下水処理場ポンプ棟ガスタービン改良工事

2 契約相手方 川崎重工業(株)

3 随意契約理由

今回工事を行う津守下水処理場ポンプ棟ガスタービンは、雨水排水を行う設備の駆動装置の一部である。ガスタービン機側操作盤内の電子制御装置が経年劣化による損傷により、このまま使用し続けるとガスタービンの制御が安定しないため、雨水排水時にポンプの操作が出来なくなる。雨水ポンプが運転出来なくなると、浸水など処理区域の市民生活に支障を来たすおそれがあるので、改良工事を行うものである。

本設備は、川崎重工業(株)が設計製作したもので、工事にあたっては、ガスタービンの回転速度の制御など、製作会社の保有する技術とノウハウが必要であり、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事ができる業者は、川崎重工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

東我孫子中学校天井改修工事

2 契約の相手方

ダイナン工業（株）

3 随意契約理由

大阪市では学校施設における天井等落下防止対策について、「学校施設における天井等落下防止対策等の推進について」（平成24年9月18日付24文科省第289号）等により、平成27年度までに屋内運動場等（体育館・武道場等）の天井等の速やかな落下防止対策を進めている。

「東我孫子中学校便所改修その他工事」（体育館の天井撤去改修工事含む）について、施工業者が天井撤去改修工事に着手し、天井材撤去前に天井裏確認調査を行ったところ、鉄骨材の耐火被覆材として使用している吹き付け材を発見したため、試験体を採取し成分調査を行った結果、吹き付けアスベスト材であることが判明した。

空气中に飛散の恐れのある吹き付けアスベスト材については、「大阪市アスベスト方針」において定められた「露出した吹き付けアスベスト及びアスベストを含有する露出した吹き付けロックウールは、原則として除去する」に従い、飛散防止対策としての吹き付け材の除去工事を行う必要がある。

施工にあたっては、天井下地撤去の際にはアスベスト材に触れてしまうこと、アスベストが飛散した天井内の材料についてもアスベスト処理に基づいた廃棄処理を行わなければならないことから、天井撤去改修工事とアスベスト処理工事は同時に行わなければならない、分離して施工することが著しく困難なものである。また、施工責任の一元化を図るためにも同一業者において施工させる必要がある。

よって、上記相手方に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

都市整備局公共建築部企画設計課企画設計グループ（電話番号 06-6208-9357）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場 オゾン空気冷却乾燥装置補修工事

2 契約の相手方

東芝電機サービス (株)

3 随意契約理由

本工事は、庭窪浄水場に設置しているオゾン設備用空気冷却乾燥装置の補修を行い、機能回復を図るものである。

当該空気冷却乾燥装置は、(株)東芝が独自に設計、製作したものであり、工事による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本工事ができる業者は(株)東芝から当該装置の保守点検サービス、改造、修理等のメンテナンス事業を移管されている東芝電機サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部 庭窪浄水場 (電話番号06-6907-4473)

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う住之江工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部住之江工場 (電話番号06-6681-0035)

随意契約理由書

1 案件名称

放出西住宅(5・6号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

1 案件名称

最適先端処理技術実験施設整備修繕

2 契約の相手方

理水化学（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場内にある最適先端処理技術実験施設に設置しているプラント設備について整備修繕を実施し、機能維持を図るものである。

当該設備は、理水化学（株）が独自に設計・施工したものであり、整備修繕に際しては総合的な実験施設のシステムおよび各機器・装置の構造、構成及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。

よって、本工事を実施できるのは理水化学（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2356）

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場有害ガス処理設備整備工事

2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う住之江工場有害ガス処理設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理に伴い発生する有害な排ガスの処理を行う設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、処理能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の有害ガス処理設備は、倉敷紡績（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については有害ガス処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した倉敷紡績（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部住之江工場（電話番号06-6681-0035）

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場取水設備整備工事

2 契約の相手方

(株) 電業社機械製作所

3 随意契約理由

当工場の取水設備は、(株) 電業社機械製作所が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の取水設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の取水設備の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) 電業社機械製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局住之江工場 (電話番号06-6681-0035)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟ゴンドラ補修工事

2 契約の相手方

日本ゴンドラ(株)

3. 随意契約理由

本工事は業務管理棟に設置しているゴンドラ設備の安全稼働を目的に、点検結果に基づき、劣化した複合電源ケーブル、首振りベアリングの交換、サイドローラー交換及び本体塗装を行うものである。

本ゴンドラ補修工事の施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要で、ハード及びソフトについて製造業者の専門技術及び知識が不可欠であり、その技術情報は当該ゴンドラの製造者である日本ゴンドラ(株)のみが有している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪産業創造館地下機械式駐車設備整備工事

2 契約の相手方

三菱重工メカトロシステムズ（株）

3 随意契約理由

本工事は、大阪産業創造館の地下機械式駐車設備各制御盤内のプログラマブルロジックコントローラー及び横行用光空間伝送装置を更新するものである。

本工事で整備する地下機械式駐車設備は、三菱重工パーキング（株）が設計、製作したものである。更新する機器は、既設設備と一体となって機能を発揮するものであり、施工にあたっては、既設設備の機能を保障させながら更新に必要なシステムの設定変更などを行う必要がある。

また、トラブルが生じた場合の責任の所在を明確にすることや施工後の機能についての責任の一貫性を持たせる必要がある。

なお、三菱重工パーキング（株）は平成 26 年 4 月に三菱重工メカトロシステムズ（株）及び三菱重工鉄構エンジニアリングの鉄構装置事業部門と統合され三菱重工メカトロシステムズ（株）に事業継承されている。

以上のことから、本工事を施工できる業者は三菱重工メカトロシステムズ（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 施設整備課（電話番号 06 - 6633 - 2327）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

本工事は、当該焼却・破砕設備クレーンバケットの整備を行うものである。

本クレーンバケットは、(株) 福島製作所において独自の技術により設計、製作されたものであり、整備にあたっては、当該設備の構造・特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造・施工した会社以外は、当該備に対する技術面の対応が不可能であること、また、整備後の設備全般の性能、作動状態について保障することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) 福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

体験型研修センター浄水施設棟他研修設備整備修繕

2 契約の相手方

前澤工業（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、体験型研修センター浄水施設棟に設置した水質計器や機械電気棟に設置した研修設備について点検整備を実施し、機能維持を図るものである。

当該設備は、前澤工業（株）が独自に設計・製作したものであり、当該設備の機能維持及び保証を行うには、同社が保有する専門の知識と技術が不可欠で当該設備を設計・施工した上記業者以外では、本点検整備修繕を行うことができない。

よって、本工事を実施できるのは前澤工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部職員課（電話番号06-6322-0576）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場焼却設備整備工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部鶴見工場（電話番号06-6912-4700）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大正車庫シャッター補修工事

2 契約の相手方

東洋シャッター株式会社

3 随意契約理由

本工事は、本市が保有するがん検診車等を保管するために設置している車庫のシャッターの部品の破損、劣化、作動不具合による部品交換・調整を行うものである。

本工事対象シャッターは、東洋シャッター株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している東洋シャッター株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市健康局健康推進部健康づくり課（電話番号 06-6208-9969）

随意契約理由書

1 工事名称

住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（2工区）築造工事
（その10）

2 契約の相手方

大成・奥村・前田・中林特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（2工区）築造工事（その9）に引き続き掘削工を行うものである。

既往工事で設置している鋼管矢板及び土留め支保は、当該工事に近接する住吉川護岸構造物及び周辺の重要構造物や地下埋設物への影響を最小限に抑制するために設置された本体仮設物であり、継続した計測管理を行っている。今回工事である掘削工はそれら鋼管矢板及び土留め支保工と一体的に機能を発現する工種であり、周辺の影響変位等を考慮した施工管理が重要となる。

上述のとおり、掘削工と鋼管矢板及び土留め支保工は密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等、本市の事業実施において不利益となるため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性からも不利益となるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）

随意契約理由書

1 案件名称

湊町リバープレイス空調調和機整備工事

2 契約の相手方

新晃アトモス (株)

3 随意契約理由

本工事は、湊町リバープレイスに設置された空調設備である空調調和機の構成部品の取替、調整を行うものである。

当該機器については、新晃工業 (株) が独自の技術により製造・施工したものであり、整備工事にあたっては、当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により新晃工業 (株) と空調機器の技術・知識を共有し、整備・保守更新工事を行っている唯一の業者である新晃アトモス (株) と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課 (電話番号 06-6633-2327)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉排ガス分析計修繕

2 契約の相手方

(株) マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場の排ガス分析計は、汚泥溶融炉を運転監視制御するために必要な設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の排ガス分析に支障をきたしている構成部品を取替え、修繕するものである。

本設備は(株)堀場製作所が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替えには、分析計の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する製作当初の設計情報に基づく取替調整の技術が必要であり、取替え部品の選定も他社では不可能である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるとともに、製造物責任の所在を明確にする観点から、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 070-6523-6743)

随意契約理由書

1 案件名称

土佐堀地下駐車場駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

三菱重工メカトロシステムズ(株)

3 随意契約理由

土佐堀地下駐車場は、増大する駐車需要への対応と道路交通の円滑化を図るため、平成13年4月より供用を開始した。

本修繕は、車両の入出庫時の安全性を保持するために行うもので、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に保つため、耐用年数に達した定期交換部品および消耗性部品の取替を含めた修繕を行うものである。

本装置は三菱重工(株)の独自技術により発注者の仕様を反映して製作されているため、修繕にあたっては装置・機器の構造や規格を十分に熟知していなければならない。

万一、他社による修繕にて不具合が生じると、原因として考えられる施工不良や部品個体の品質不良、設計不良等の原因特定に相当の時間が費やされ、結果的に駐車場利用者に対して多大な不利益を被ることになってしまう。また、不具合原因を特定できず問題解決に至らなかった場合には、補償や瑕疵を求めることができず本市が不利益を被ることになるため、修繕にあたってはあらかじめ責任の所在を明確にしておく必要がある。

なお、三菱重工(株)の駐車場事業は出資会社である、三菱重工パーキング(株)が実施していたが、三菱重工パーキング(株)は平成26年4月に三菱重工メカトロシステムズ(株)及び三菱重工鉄構エンジニアリング(株)の鉄構装置事業部門と統合され三菱重工メカトロシステムズ(株)に事業継承されている。

以上のことから、本修繕ができる業者は三菱重工メカトロシステムズ(株)のみであり、同社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7414）

随意契約理由書

1 案件名称

安土町地下駐車場駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

三菱重工メカトロシステムズ(株)

3 随意契約理由

安土町地下駐車場は、増大する駐車需要への対応と道路交通の円滑化を図るため、平成13年4月より供用を開始した。

本修繕は、車両の入出庫時の安全性を保持するために行うもので、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に保つため、耐用年数に達した定期交換部品および消耗性部品の取替を含めた修繕を行うものである。

本装置は三菱重工(株)の独自技術により発注者の仕様を反映して製作されているため、修繕にあたっては装置・機器の構造や規格を十分に熟知していなければならない。

万一、他社による修繕にて不具合が生じると、原因として考えられる施工不良や部品個体の品質不良、設計不良等の原因特定に相当の時間が費やされ、結果的に駐車場利用者に対して多大な不利益を被ることになってしまう。また、不具合原因を特定できず問題解決に至らなかった場合には、補償や瑕疵を求めることができず本市が不利益を被ることになるため、修繕にあたってはあらかじめ責任の所在を明確にしておく必要がある。

なお、三菱重工(株)の駐車場事業は出資会社である、三菱重工パーキング(株)が実施していたが、三菱重工パーキング(株)は平成26年4月に三菱重工メカトロシステムズ(株)及び三菱重工鉄構エンジニアリング(株)の鉄構装置事業部門と統合され三菱重工メカトロシステムズ(株)に事業継承されている。

以上のことから、本修繕ができる業者は三菱重工メカトロシステムズ(株)のみであり、同社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課 (道路公園設備担当) (電話 06-6615-7414)

随意契約理由書

1 案件名称

北江口第2住宅(7・8号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本エレベーター製造㈱

3 随意契約理由

本工事は、日本エレベーター製造㈱の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要がある、取替えにあたっては日本エレベーター製造㈱にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である日本エレベーター製造㈱と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課（電話番号 06-6208-7835）

随意契約理由書

1 案件名称

長柄東住宅(2・3・6号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては日本オーチス・エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

1 案件名称

浪速スポーツセンター製氷設備改修工事

2 契約の相手方

(株)パティネレジャー

3 随意契約理由

本工事は、浪速スポーツセンター内のアイススケートリンクに設置されている製氷設備の構成部材の更新、改修等を行うものである。

当該設備については、(株)パティネレジャーが独自の技術により製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、(株)パティネレジャーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課 (電話番号 06-6633-2327)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場破碎設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

当工場の破碎設備は、日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の破碎設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の破碎設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局舞洲工場（電話番号06-6463-4153）

随 意 契 約 理 由 書

1. 案件名称

C6・7-2号機多目的クレーン補修工事

2. 契約の相手方

JFEメカニカル(株)

3. 随意契約理由

本件工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目(C6・7岸壁)に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーン構造の重要な機能を担う起伏装置等の補修を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性などから、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づき施工する必要がある。また、故障で積荷の落下等を起こせば直ちに人身事故にも繋がることから、高い安全性が求められるため、クレーン製造実績のある業者でなければ、適正な施工ができない。

クレーンについては、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係がわからないものである。また、使用部品についても一部の汎用品以外、製造者より指示された規格・品質で製作されている特注品であることから、製造者以外の取扱いは困難である。

よって、製造者だけがシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部品の交換、また、部品を交換する事により影響を与える箇所の点検及び調整並びに磨耗した部品の取替判断などを的確に行えるものである。

さらに他社が補修を行い不具合が生じた場合、施工不良・部材や部品不良・設計不良などのどの部分に原因があるのか究明すること及び復旧までに相当期間が必要となり、船舶荷役に影響を与えることとなる。また、不具合の発生原因が特定できない場合、補償や瑕疵を業者に求めることができず、本市が不利益を被ることとなるため、製造者に補修をさせることにより、責任の一元化及び早急な対応が図る必要がある。

以上のことから、本件工事の施工条件(能力)を満たす業者は、当該クレーンを製造したJFEメカニカル(株)のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

港湾局計画整備部設備担当(機械)

電話番号 06-6552-0057

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

本庁舎防災監視システム改修工事

2 契約の相手方

パナソニック ES 防災システムズ (株)

3 随意契約理由

本工事は、大阪市役所本庁舎の防災監視システム（パナソニック（株）製）の一部である構成部品の取り替え、試験調整をするものである。

当該機器については、上記業者が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、本工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

上記の理由により本工事を実施できるのは、パナソニック（株）から保守、修理を移管されているパナソニック ES 防災システムズ（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課（電話番号 06-6633-2331）

随意契約理由書

1 案件名称

豊里住宅(1~3号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

3 随意契約理由

本工事は、三菱電機ビルテクノサービス(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三菱電機ビルテクノサービス(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

1 案件名称

本町地下駐車場駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

エヌエイチパーキングシステムズ(株)

3 随意契約理由

本町地下駐車場は、増大する駐車需要への対応と道路交通の円滑化を図るため、平成10年9月より供用を開始した。

本修繕は、車両の入出庫時の安全性を保持するために行うもので、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に保つため、耐用年数に達した定期交換部品および消耗性部品の取替を含めた修繕を行うものである。

本装置は日立造船(株)の独自技術により発注者の仕様を反映して製作されているため、修繕にあたっては装置・機器の構造や規格を十分に熟知していなければならない。

万一、他社による修繕にて不具合が生じると、原因として考えられる施工不良や部品個体の品質不良、設計不良等の原因特定に相当の時間が費やされ、結果的に駐車場利用者に対して多大な不利益を被ることになってしまう。また、不具合原因を特定できず問題解決に至らなかった場合には、補償や瑕疵を求めることができず本市が不利益を被ることになるため、修繕にあたってはあらかじめ責任の所在を明確にしておく必要がある。

なお、日立造船(株)の駐車場事業は平成18年に日立造船(株)と日本コンベヤ(株)が事業統合し、エヌエイチパーキングシステムズ(株)に事業継承されている。

以上のことから、本修繕ができる業者はエヌエイチパーキングシステムズ(株)のみであり、同社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課 (道路公園設備担当) (電話 06-6615-7414)

随意契約理由書

1 案件名称

谷町筋地下駐車場駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

エヌエイチパーキングシステムズ(株)

3 随意契約理由

谷町筋地下駐車場は、増大する駐車需要への対応と道路交通の円滑化を図るため、平成11年11月より供用を開始した。

本修繕は、車両の入出庫時の安全性を保持するために行うもので、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に保つため、耐用年数に達した定期交換部品および消耗性部品の取替を含めた修繕を行うものである。

本装置は日立造船(株)の独自技術により発注者の仕様を反映して製作されているため、修繕にあたっては装置・機器の構造や規格を十分に熟知していなければならない。

万一、他社による修繕にて不具合が生じると、原因として考えられる施工不良や部品個体の品質不良、設計不良等の原因特定に相当の時間が費やされ、結果的に駐車場利用者に対して多大な不利益を被ることになってしまう。また、不具合原因を特定できず問題解決に至らなかった場合には、補償や瑕疵を求めることができず本市が不利益を被ることになるため、修繕にあたってはあらかじめ責任の所在を明確にしておく必要がある。

なお、日立造船(株)の駐車場事業は平成18年に日立造船(株)と日本コンベヤ(株)が事業統合し、エヌエイチパーキングシステムズ(株)に事業継承されている。

以上のことから、本修繕ができる業者はエヌエイチパーキングシステムズ(株)のみであり、同社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課 (道路公園設備担当) (電話 06-6615-7414)

随意契約理由書

1 工事名称：南田辺1丁目地内マンホールポンプ外10か所電気設備改良工事

2 契約相手方：(株)明電エンジニアリング西日本

3 随意契約理由：

本工事は、南田辺1丁目地内外10か所に設置された既設操作盤内の自動通報装置の更新、状態監視に必要な機材の追加を行い、既設電気設備の改良を行うものである。本工事で改良する既設電気設備は、(株)明電舎が設計製作したもので、既設電気設備の改良にあたっては、製作当初の設計に基づき、操作盤内の分解、構成部品の取替及び追加を行い、操作盤として従前と同等以上の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に既設電気設備の改良を行わせることは不可能であり、かつ、既設電気設備改良後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良工事ができるのは製作会社から改良工事(小規模改造工事)を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署：建設局南部方面管理事務所設備課(電話番号070-6523-6743)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見北住宅(1～3・5号館)昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、(株)日立ビルシステムの製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては(株)日立ビルシステムにて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である(株)日立ビルシステムと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉計装設備修繕

2 契約の相手方

(株) 産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各計装機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、計装設備としてのループ回路が一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 070-6523-6743)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外凝集沈でん池機械設備整備修繕

2 契約の相手方

住重環境エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置しているスラッジ掻寄設備及び東淀川浄水場に設置している緩速攪拌設備並びに庭窪浄水場に設置している急速攪拌設備及びスラッジ掻寄設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機械設備は、住友重機械工業（株）が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

住友重機械工業（株）は、水環境事業部の上下水処理施設に関わる事業について、平成19年1月1日に新会社として発足された住友重機械エンバイロメント（株）に継承されており、本修繕ができる業者は、住友重機械エンバイロメント（株）より修繕業務を移管されている住重環境エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

降雨量観測装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング㈱

3 随意契約理由

今回修繕する降雨量観測装置は、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替を行うものである。

本設備は三菱電機㈱が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づく、同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 施設管理課 (電話番号：06-6615-7180)

随意契約理由書

1 工事名称： 桑津1丁目地内マンホールポンプ外7か所電気設備改良工事

2 契約相手方： 攝津電機工業（株）

3 随意契約理由：

本工事は、桑津1丁目地内外7か所に設置された既設操作盤内の自動通報装置の更新、状態監視に必要な機材の追加を行い、既設電気設備の改良を行うものである。

本工事で改良する既設電気設備は、攝津電機工業（株）が設計製作したもので、既設電気設備の改良にあたっては、製作当初の設計に基づき、操作盤内の分解、構成部品の取替及び追加を行い、操作盤として従前と同等以上の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に既設電気設備の改良を行わせることは不可能であり、かつ、既設電気設備改良後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良工事ができるのは製作会社の上記業者のみである。

4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署： 建設局南部方面管理事務所設備課（電話番号 070-6523-6743）

随意契約理由書

1 案件名称

住吉川ポンプ場送水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株)荏原製作所

3 随意契約理由

今回修繕するポンプは、住吉川の良好な環境を維持するために浄化用水を送水するためのものである。

本修繕は、送水ポンプの性能を長期にわたり良好な状態に保つため、長年の使用により摩耗損傷が著しい回転部分等消耗性部品の取替を含めた修繕を行うものである。

本ポンプは(株)荏原製作所が設計製作したもので、修繕には製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社である(株)荏原製作所のみであり、同社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話番号 06-6615-7261）

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 鶴町2丁目地内マンホールポンプ外4か所電気設備改良工事

2. 契 約 相 手 方： 日新電機（株）

3. 随意契約理由：

本工事は、鶴町2丁目地内外4か所に設置された既設操作盤内の自動通報装置の更新、状態監視に必要な機材の追加を行い、既設電気設備の改良を行うものである。本工事で改良する既設電気設備は、日新電機（株）が設計製作したもので、既設電気設備の改良にあたっては、製作当初の設計に基づき、操作盤内の分解、構成部品の取替及び追加を行い、操作盤として従前と同等以上の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に既設電気設備の改良を行わせることは不可能であり、かつ、既設電気設備改良後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良工事ができるのは製作会社である日新電機（株）のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担 当 部 署： 建設局西部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6561-0160）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却設備整備工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場電気計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機（株）

3 随意契約理由

当工場の電気計装設備は、富士電機（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。

本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、当工場の電気計装設備を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがある。また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ない。

よって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局八尾工場（電話番号072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 大動物枝肉冷却庫ユニットクーラー取替工事

2 契約の相手方

(株) ダイキンアプライドシステムズ

3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後の大動物(牛枝肉)の冷却をおこなうための冷却設備の一部であるユニットクーラーの取替と、ユニットクーラー取替に伴う冷却設備の発停および冷媒の回収、再充填ならびに試運転等をおこなうものであるが、南港市場の冷却設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズの製品を用いて冷却システムを構築しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ダイキンアプライドシステムズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当(電話番号06-6675-2015)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪港咲洲トンネル無線通信補助設備改良工事

2 契約の相手方

(株)日立国際八木ソリューションズ

3. 随意契約理由

本工事は、大阪港咲洲トンネル内で発生する事故や火災等の災害時に避難、救護、消火活動などに必要なトンネル内の状況把握、並びに災害活動への指令伝達等を補助する重要な無線通信補助設備の一部をデジタル無線対応に改良を行うものである。

本設備は、日立電子株式会社が平成9年度に発注者の仕様を反映し、独自の技術を用いて機器の設計、製作から施工、保守までを一貫して行っている。

日立電子株式会社は平成12年に他のグループ会社と合併以降、会社分割、さらに合併を経て、現在本設備の事業を継承しているのは株式会社日立国際八木ソリューションズである。

当該施設における無線通信補助設備の改良をトンネル管理、運営に影響を及ぼさず、施工時の機能や安全性を確保し、災害発生時にも確実な稼働を行うには、本設備と共用している他の設備との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とし、各機器の製造から施工に至るまでの責任の一元化を図れる唯一の業者である株式会社日立国際八木ソリューションズと随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備担当（電気）（電話番号 06-6568-9092）

随意契約理由書

1 案件名称

もと市立環境学習センター熱源機器整備工事

2 契約の相手方

パナソニックES産機システム(株)

3 随意契約理由

本工事は、もと市立環境学習センターに設置されている熱源設備であるガス吸収式冷温水発生機の構成部品の取替、試運転調整等をするものである。

当該機器については、三洋電機(株)が製造・施工したものであり、整備工事にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、三洋電機(株)から保守、修理を移管されているパナソニックES産機システム(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課 (電話番号 06-6633-2327)

随意契約理由書

1 工事名称 東野田抽水所第1ポンプ棟受変電設備改良工事

2 契約相手方 東芝電機サービス(株)

3 随意契約理由

今回改良する東野田抽水所の第1ポンプ棟受変電設備は、雨水排水ポンプ及び雨水用沈砂池設備に電源供給するための設備であるが、老朽化が進み品質と性能の劣化が著しく、また部品調達も困難なため構成部品の機種変更や取替を行い、信頼性および機能を向上させるものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作したもので、改良に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて部品の取替を実施し、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその改良を行わせることはきわめて困難であり、かつ、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できるのは製作会社から電気設備の改良工事にかかる事業移管を受けた上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1. 工事名称： 東淡路3丁目地内一時貯留水排水ポンプ外9か所電気設備改良工事
2. 契約相手方： (株)大同電機製作所

3. 随意契約理由：

本工事は、東淡路3丁目地内外9か所に設置された既設操作盤内の自動通報装置の更新、状態監視に必要な機材の追加を行い、既設電気設備の改良を行うものである。本工事で改良する既設電気設備は、(株)大同電機製作所が設計制作したもので、既設電気設備の改良にあたっては、制作当初の設計に基づき、操作盤内の分解、構成部品の取替及び追加を行い、操作盤として従前と同等以上の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に既設電気設備の改良を行わせることは不可能であり、かつ、既設電気設備改良後の機能について責任の一貫性を果たせる必要がある。

以上のことから、本改良工事ができるのは制作会社である株式会社大同電機製作所のみである。

4. 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
5. 担当部署： 建設局北部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随 意 契 約 理 由 書

- 1 工事名称 : 平林抽水所雨水ポンプ制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方 : (株) 東芝
- 3 随意契約理由 : 本工事は、平林抽水所雨水ポンプ設備及び受変電設備の更新に伴い必要となる電気設備の設計、製作、据付及び配管配線工事並びに既設監視制御設備外に監視機能等の追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株) 東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株) 東芝のみである。
- 4 根拠法令 : 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署 : 建設局下水道河川部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場エレベーター・エスカレーター補修工事

2 契約の相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本工事は、中央卸売市場本場市場棟に設置しているエレベーター及びエスカレーター設備の安全稼働を目的に、点検結果に基づき、劣化・破損した巻上機、扉チェーン、ワイヤー、バッテリー等の交換を行うものである。

本工事対象エレベーター及びエスカレーターは、フジテック (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、純正部品が必要であり、専門技術及び知識が不可欠である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのはフジテック (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス(株)

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理施設に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該オゾン設備は、(株)東芝が独自に設計、施工したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、総合的なオゾン設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、当該オゾン設備を設計、施工した(株)東芝より整備修繕を移管されている東芝電機サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話:06-6815-2403)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備中間整備工事（その3）

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場焼却設備中間整備工事（その3）は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した（株）タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部西淀工場（電話番号06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場採水ポンプ整備修繕（その2）

2 契約の相手方

(株)鶴見製作所

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場に設置している採水ポンプの整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該採水ポンプは、(株)栗村製作所が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による機器の動作確認や機能保証を行うには、採水ポンプの構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもたせる必要があるため、本整備修繕ができる業者は、当該採水ポンプの製造業者である(株)栗村製作所から営業譲渡された(株)鶴見製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2369）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外採水ポンプ整備修繕

2 契約の相手方

(株)西島製作所

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場、東淀川浄水場に設置している採水ポンプの整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該採水ポンプは、(株)西島製作所が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による機器の動作確認や機能保証を行うには、採水ポンプの構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもたせる必要があるため、本整備修繕ができる業者は、当該採水ポンプの製造業者である(株)西島製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 上新庄2丁目地内マンホールポンプ外 18 か所電気設備改良工事

2. 契 約 相 手 方： 向洋電機（株）

3. 随意契約理由：

本工事は、上新庄2丁目地内外 18 か所に設置された既設操作盤内の自動通報装置の更新、状態監視に必要な機材の追加を行い、既設電気設備の改良を行うものである。本工事で改良する既設電気設備は、横河ソリューションサービス（株）が設計製作したもので、既設電気設備の改良にあたっては、製作当初の設計に基づき、操作盤内の分解、構成部品の取替及び追加を行い、操作盤として従前と同等以上の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に既設電気設備の改良を行わせることは不可能であり、かつ、既設電気設備改良後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良工事ができるのは製作会社から改良工事（小規模改造工事）を移管されている向洋電機株式会社のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担 当 部 署： 建設局北部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6462-1519）

随意契約理由書

1 工事名称

住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事
（その10）

2 契約の相手方

大林・鴻池・五洋・久本 特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事（その9）に引き続き地盤改良工を行うものである。

今回工事の地盤改良工と既設工事である遮水壁工は一体化させて被圧滞水層を囲うことにより、複雑な地層層序部においても確実な遮水性能を確保しようとするものである。

そのため、今回工事で実施する地盤改良工は、既往工事の遮水壁工と一体となって、所要の目的を発現するものである。

上述のとおり、既往工事で実施した遮水壁工と密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等、本市の事業実施において不利益となるため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性からも不利益となるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）

随意契約理由書

1. 工事名称：市岡下水処理場外2か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方：(株)明電舎

3. 随意契約理由：

本工事は、市岡下水処理場外2か所で別途施工される電気設備工事等に必要となる監視機能等を、既設監視制御設備並びに既設配電盤に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)明電舎が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)明電舎のみである。

4. 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター(株)

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場高度浄水処理施設等に設置しているオゾン設備の整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該オゾン設備は、富士電機(株)が独自に設計、施工したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、総合的なオゾン設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

富士電機(株)は、平成15年10月から水環境事業を含む電機システム部門の業務を富士電機システムズ(株)で行っており、平成19年4月の分社化により当該オゾン設備に関する事業を富士電機水環境システムズ(株)に継承し、平成20年4月に(株)NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター(株)が設立され、事業継承されている。

よって、本修繕ができる業者は、メタウォーター(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話：06-6815-2403）

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕

2 契約相手方 東芝電気サービス(株)

3 随意契約理由

今回修繕する溶融炉系電気設備(受変電設備及び監視制御設備)は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であり、受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保として高い信頼性を維持させるため、また、監視制御設備は、汚泥溶融炉設備の日常における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備、計装設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、制作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている東芝電気サービス(株)のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉電気設備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング西日本

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作したもので、電気設備としてのシステムが一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 070-6523-6743)

随意契約理由書

1 工事名称 中野町2丁目地内一時貯留水排水ポンプ外8か所電気設備改良工事

2 契約相手方 アズビル㈱

3 随意契約理由

本工事は、中野町2丁目地内外8か所に設置された既設操作盤内の自動通報装置の更新、状態監視に必要な機材の追加を行い、既設電気設備の改良を行うものである。本工事で改良する既設電気設備は、アズビル㈱が設計製作したもので、既設電気設備の改良にあたっては、製作当初の設計に基づき、操作盤内の分解、構成部品の取替及び追加を行い、操作盤として従前と同等以上の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に既設電気設備の改良を行わせることは不可能であり、かつ、既設電気設備改良後の機能について責任の一貫性を果たせる必要がある。

以上のことから、本改良工事ができるのはアズビル㈱のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署 建設局東部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6969-5847）

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 井高野抽水所外 8 か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契 約 相 手 方： (株) 東芝

3. 随意契約理由：

本工事は、井高野抽水所外 8 か所で別途施工される電気設備工事等に必要となる監視機能等を、既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株) 東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株) 東芝のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担 当 部 署： 建設局下水道河川部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場タービン発電機保護継電器改修工事

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

八尾工場では、ごみ焼却の余熱により蒸気タービン発電設備で発電し余剰電力を一般電気事業者へ送電している。

今回改修工事を行うタービン発電機保護継電器は、発電設備が故障した場合に、工場内受変電設備及び一般電気事業者へ事故を波及させないために当該発電機の電気回路を遮断させ電力系統の安定運用を図るための装置である。

当工場の発電設備・受変電設備は、三菱電機 (株) において独自の技術により設計・施工されたものであり、本工事については発電設備並びに受変電設備が有する特性を十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、改修後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱電機 (株) であるが、本タービン発電機保護継電器の保守点検及びメンテナンス工事全般の業務は三菱電機プラントエンジニアリング (株) に移管されており、本工事を実施できるのは、三菱電機プラントエンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局八尾工場 (TEL: 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

もと市立環境学習センター空気調和機整備工事

2 契約の相手方

パナソニック環境エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

本工事は、もと市立環境学習センターに設置された空調設備である空気調和機の構成部品の取替、試運転調整等を行うものである。

当該機器については、パナソニックエコシステムズ (株) (旧：松下精工 (株)) が製造・施工したものであり、整備工事にあたっては、製造者のみが有する当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、パナソニックエコシステムズ (株) から、保守、修理を移管されているパナソニック環境エンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課 (電話番号 06-6633-2382)

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場搬入物検査設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

住之江工場搬入物検査設備は、当工場への搬入物の内容を確認するための設備である。

同設備は、(株) タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の搬入物検査設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の搬入物検査設備の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部住之江工場 (電話番号06-6681-0035)

随意契約理由書

1 案件名称 柴島浄水場 ろ過池下部集水装置補修工事

2 契約の相手方 メタウォーター(株)

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場のろ過池下部集水装置（日本碍子(株)製）の一部を構成するエンドプレート（石綿ボード）を代替品に取替え補修するものである。

ろ過池は浄水場における水処理上重要な施設であり、集水装置自体、均一な流速を具現する精密な構造体である。集水装置の補修を実施した上で、且つ池全体の集水機能を担保・保持するためには、製造者の専門的な知識並びに施工能力が必要であり、他社では補修不可能である。

なお、現在日本碍子(株)は、富士電機水環境システムズ(株)との合併によりメタウォーター(株)が設立され、事業継承されている。

以上の理由により、本工事を実施できるのはメタウォーター(株)のみである。

4 根拠法令 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署 水道局 工務部 柴島浄水場 維持担当（電話番号 06-6815-2353）

随意契約理由書

1 案件名称

井高野抽水所スクリーンかす搬出設備改良工事

2 契約の相手方

(株)丸島アクアシステム

3 随意契約理由

本工事は、井高野抽水所沈砂池に設置されているスクリーンかす搬出設備の改良を行う工事である。

既設のスクリーンかす搬出設備は、機械スクリーンで掻きあげた下水中のスクリーンかすを搬出する設備であるが、豪雨時にはスクリーンかすが大量に発生し、こぼれたスクリーンかすの一部が、ケーシングや排水管に堆積し目詰まりを起こし、運転に支障をきたしている。本抽水所は、下水処理場からの遠方監視により無人化されているため、より安定した運転の確保が必要であることから、こぼれたスクリーンかすが堆積しないように搬出設備を改良する必要がある。

本設備は、(株)丸島アクアシステムが設計製作したもので、今回の設備改良については、既設設備と一体となって機能を発揮することが不可欠であり、本設備の構造、機能など、同社が保有する設計に基づく技術を必要とするため、他社に工事を行わせることが極めて困難である。また、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になる事や、施工後の機能についての担保を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事ができる業者は(株)丸島アクアシステムのみである。

4 根拠法令

地方自治法施工令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7891）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場じん芥クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

本工事は、当該焼却設備クレーンバケットの整備を行うものである。

本クレーンバケットは、(株) 福島製作所において独自の技術により設計、製作されたものであり、整備にあたっては、当該設備の構造・特質を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、かつ整備後の設備全般の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) 福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部鶴見工場 (電話番号 06-6912-4745)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株)福島製作所

3 随意契約理由

当工場のクレーンバケットは、(株)福島製作所の独自の技術により、一括責任施工で竣工したものである。本工事については、クレーンバケット特有の構造、機器、取替部品等に加え補修方法等総合的に十分把握した上で行わなければならない。

本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、既設機器との密接不可分の関係から、既設機器に著しい支障が生じる恐れがあること、また、整備後の性能、作動状態、耐寿命について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることが出来る業者は、(株)福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

一津屋取水場取水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方

(株) 荏原製作所

3 随意契約理由

本修繕は、一津屋取水場に設置している取水ポンプ外の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 荏原製作所が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株) 荏原製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場計装設備整備工事（その2）

2 契約の相手方

富士電機（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場計装設備整備工事（その2）は一般廃棄物を処理する施設のうちごみ焼却処理を行う施設の整備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する計測機器は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受けており、計測機器を定期的に点検・整備を行うことにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の電気計装設備は、富士電機（株）において独自の技術により一括施工されたものである。本工事については、電気計装設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を一括施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一括した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を一括施工した富士電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部西淀工場（電話番号06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 小動物追込コンベアその他改修工事

2 契約の相手方

花木工業（株）

3 随意契約理由

本工事は、と畜解体設備である小動物追込コンベアその他の改修と、改修に伴うプラント全体の試運転と総合調整をおこなうものであるが、当該と畜解体設備関連プラントについては、建設時より、すべて六星工業（株）が施工している。

しかし、同社は、当該プラントにかかる業務そのものを花木工業（株）に移管し、当該プラントにかかる業務を平成18年3月に撤退している。

花木工業（株）は、当該プラントについての図面及び設計施工管理ノウハウを六星工業（株）より引き継ぎ、システム及び現場実状を詳細に熟知しており、当該業者でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は花木工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号06-6675-2015）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟排煙設備補修工事

2 契約の相手方

オイレスECO(株)

3 随意契約理由

本工事は、業務管理棟に設置している排煙設備（排煙オペレータ）の構成部品及び開閉装置の経年劣化による部品交換及び既存排煙設備との連動調整を行うものである。

当該設備は、火災発生時に作動させ、煙を外気に開放するものであり、オイレスECO(株)が製作・設置したものである。本工事の施工にあたっては、当該設備の詳細な仕様と製作会社独自の規格等を熟知していると共に、既存排煙設備と適合する純正部品を使用し、火災発生時に迅速な開放ができるように既存部品と一体となった円滑な連動を確保する必要があり、熟練の専門技術及び当該設備の知識が必要である。また、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、当該設備を製作・施工し、構造を熟知している同社が補修を行うことで、作動の確実性、安全性と施工責任の一元化を図ることができ、既存部品との円滑な可動状態を確保することのできるのは、オイレスECO(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7965）

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺動物園 カバ舎ろ材交換及びその他修繕

2 契約の相手方

株式会社 ゼオ

3 随意契約理由

カバ舎池循環ろ材は開設（平成9年）当初より取替えを行っていない為、ろ材に汚泥が溜まり、ろ過能力が低下しており、その為、カバ展示池水の透明度が下がり、展示室からの展望が悪く、来園者へのサービス低下を招いている。

また、ろ過機周辺機器についても老朽化により劣化が進み、整備が必要な状況となっていることから、今回、修繕整備を行うものである。

このカバ池ろ過循環装置は株式会社ゼオが製作・施工を行っており、今回交換するろ材は同社独自が開発した種菌（多孔ろ材を使用し、そのろ材内で、菌を培養し、その菌により生物に有害な亜硝酸性窒素を無害な硝酸性窒素に変化させている。）を独自の調合で使用しており、同社しか製造できないものである。

また、メーカーとして修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は本装置の製作会社である株式会社ゼオのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 天王寺動物公園事務所 管理担当 （電話番号 06-6771-8401）

随意契約理由書

1 工事名称

中浜下水処理場西沈砂池沈砂洗浄設備改良工事

2 契約相手方

(株) 日立プラントサービス

3 随意契約理由

今回改良する沈砂洗浄設備は、流入する下水中から沈降分離させた砂分を洗浄し、系外へ排出するための設備であるが、長時間の使用により傾斜トラフやフライト、チェーン等が摩耗損傷し、十分な機能が発揮できないため構成部品の改良や取り替えを行い、信頼性および機能を向上させるものである。

本設備は、日立機電工業(株)が設計・製作・据付したもので、改良にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその改良を施工させることは不可能であり、かつ、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社から水処理機械設備に関する工事業務を移管されている(株)日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

今福下水処理場スクリーンかす洗浄脱水設備改良工事

2 契約の相手方

クボタ環境サービス(株)

3 随意契約理由

今回改良するスクリーンかす洗浄脱水設備は、流入下水中のゴミ（スクリーンかす）を系外に排出するまでの間に、ゴミの腐敗防止や防臭を目的として、洗浄・脱水を行うための設備である。本設備は、設置後20年以上が経過し、破碎機の摩耗損傷を起因として、機械スクリーンやベルトコンベヤに過大な負荷がかかり、振動や蛇行等の故障が頻発し、設備の運転に重大な支障をきたしているため、改良を行うものである。

本設備は、(株)クボタがプラントシステムとして設計・製作・据付したもので、改良にあたっては、既設備に適合する機器の選定、システムとしての総合調整並びにシステム全体の機能保持を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良を行える業者は、製作会社から本設備に関する業務を移管されている、クボタ環境サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

随意契約理由書

1. 工事名称： 十八条下水処理場制御設備機能追加工事

2. 契約相手方： (株) 東芝

3. 随意契約理由：

本工事は、十八条下水処理場でポンプ制御機能、水処理施設の自動運転及び遠方監視に必要となる制御設備の更新・機能追加等を行うものである。

本工事で機能追加等する設備は、(株) 東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、制御設備に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加等を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加等をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株) 東芝のみである。

4. 根拠法令： 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署： 建設局下水道河川部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪中央卸売市場東部市場水産卸売場低温化設備補修工事

2 契約の相手方

(株)前川製作所

3 随意契約理由

本工事は、水産卸売場低温化設備の補修を行うものである。

当該機器については、すべて(株)前川製作所が製造した製品であり、今回の補修工事を実施するにあたっては(株)前川製作所を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本工事は、設備部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が必要不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、市場業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる唯一の業者は(株)前川製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪中央卸売市場東部市場 設備担当 (電話番号 06-6756-3955)

随意契約理由書

1 工事名称 都島本通2丁目地内マンホールポンプ外14か所電気設備改良工事

2 契約相手方 (株)安川電機

3 随意契約理由

本工事は、都島本通2丁目地内外14か所に設置された既設操作盤内の自動通報装置の更新、状態監視に必要な機材の追加を行い、既設電気設備の改良を行うものである。本工事で改良する既設電気設備は、(株)安川電機が設計製作したもので、既設電気設備の改良にあたっては、製作当初の設計に基づき、操作盤内の分解、構成部品の取替及び追加を行い、操作盤として従前と同等以上の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に既設電気設備の改良を行わせることは不可能であり、かつ、既設電気設備改良後の機能について責任の一貫性を果たせる必要がある。

以上のことから、本改良工事ができるのは(株)安川電機のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署 建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

中浜下水処理場No. 2 消化ガスタンク改良工事

2 契約の相手方

月島機械(株)

3 随意契約理由

今回改良する消化ガスタンクは、汚泥処理過程で発生する消化ガスを貯留し、ガス組成の均一化及び使用負荷に対して一定供給を行うための設備である。本設備は、設置後35年以上が経過し、シール膜の劣化、タンク各部の発錆、配管の腐食等、ガス漏洩の危険性が増大しており、設備全体の安全性を確保するために、改良を行うものである。

本設備は、月島機械(株)が設計・製作・据付したもので、改良にあたっては、既設備に適合する機器・材料の選定、ガス貯留設備全体としての総合調整、機能保持並びに安全確保を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良を行える業者は、月島機械(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

(仮称) 西部合同庁舎建築電気設備設置に伴う既設通信設備改造工事

2 契約の相手方

(株) 日立システムズ

3 随意契約理由

本工事は、(仮称) 西部合同庁舎建築電気設備設置に伴い既設通信設備の改造を行うものである。

改造を行う既設通信設備は(株) 日立システムズが独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造及び設定変更、試験調整は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株) 日立システムズ以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは(株) 日立システムズのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 案件名称

此花区役所熱源機器整備工事

2 契約の相手方

テクノ矢崎 (株)

3 随意契約理由

本工事は、此花区役所に設置されている熱源設備であるガス吸収式冷温水発生機の構成部品の取替、試運転調整等するものである。

当該機器については、テクノ矢崎(株)が製造・施工したものであり、整備工事にあたっては製造者のみが有する、当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により本工事を実施できるのは、テクノ矢崎(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課 (電話番号 06-6633-2327)

随意契約理由書

1 工事名称：住之江下水処理場外6か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：（株）日立製作所

3 随意契約理由： 本工事は、住之江下水処理場外6か所で別途施工される電気設備工事等に必要となる監視機能などを既設監視制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する設備は、（株）日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、（株）日立製作所のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随 意 契 約 理 由 書

1 工 事 名 称

平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事（その2）

2 契約の相手方

日 揮 (株)

3 随意契約理由

今回工事を行う汚泥溶融炉設備は、平野下水処理場及び東部管内の発生汚泥を脱水処理したケーキを溶融するための設備であり、汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

当該下水処理場の汚泥溶融炉設備はプラントメーカーである日揮（株）において独自の技術により一括責任施工で竣工したものであり、その技術については特許権など当該プラントメーカーが有している。整備工事については、汚泥溶融炉設備の特質を理論的・経験的に十分把握している必要があり、汚泥溶融炉設備全体の相互関係、構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、下水処理事業の性質上、設備の停止期限が限定されるため、短期間で工事を施工する必要がある。このような条件を満たすためには、当該下水処理場の汚泥溶融炉設備を施工した会社以外は、当該下水処理場の汚泥溶融炉設備に対する技術面に不明の点が多く、かつ汚泥溶融炉、排ガス処理設備等の設備全体の性能、作動状態等について、保証することが困難であり、汚泥溶融炉設備全般に一貫して責任を持たせることが出来る業者は日揮（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所設備課（電話番号070-6523-6743）

随意契約理由書

1. 修繕名称：舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕

2. 契約相手方：巴工業（株）

3. 随意契約理由：

今回修繕を実施する遠心脱水機設備は、舞洲スラッジセンターへの送泥汚泥を脱水する為の設備であり、送泥汚泥中の夾雑物・砂等で損耗した箇所の整備修繕を行うとともに、労働安全衛生規則により定められた年次点検・検査による整備を実施するものである。本機器は巴工業（株）が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は巴工業（株）のみである。

4. 根拠法令：

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

(有) サヌキ環境エンジニアリング

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

クレーン設備は、(有) サヌキ環境エンジニアリングが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、クレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

当工場のクレーン設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後のクレーン設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(有) サヌキ環境エンジニアリングのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局八尾工場 (TEL: 072-923-4226)

随意契約理由書

1 工事名称

長堀抽水所雨水滞水池築造工事(その8)

2 契約の相手方

熊谷・三井住友・日宝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、長堀抽水所雨水滞水池築造工事(その7)に引き続き本体仮設工、掘削工及び躯体工等を行うものであるが、今回施工する本体仮設工は同工事(その1)で施工済みである本体土留工(柱列式地中連続壁工)と一体構造として、掘削に伴う仮設の安定性において必要不可欠な山留め支保工である。

その目的の発現から今後の施工において近接する地下鉄や周辺家屋等への影響を最小限に抑える重要な仮設構造物である。

また、今回工事である本体築造工の施工フローは、本体仮設工を本体構造物に盛替え撤去する必要があるため、本体仮設工の影響変位等を考慮した施工管理が重要となる。

上述のとおり本体築造工と本体仮設工は密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課 (電話番号 06-6615-7883)

随意契約理由書

- 1 工事名称：舞洲スラッジセンター汚泥熔融炉施設整備工事（その2）
- 2 契約相手方：月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体
- 3 随意契約理由：

今回整備工事をおこなう汚泥熔融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを熔融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥熔融施設としてわが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、熔融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっては共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に熔融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター（株）」は、日本碍子（株）の事業継承会社であり本件に必要な技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場焼却設備整備工事は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場薬液ポンプ整備修繕

2 契約の相手方

日機装 (株)

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場構内に設置している3系前塩素用及び4系前塩素用の次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプの整備修繕並びに2系前塩素用及び4系殺藻用の次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプ背圧弁の取替えを行い、機能回復を図るものである。

当該ポンプは、日機装(株)が独自に設計、施工したものであり、整備修繕による部品等の交換、試験調整による機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、日機装(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話:06-6815-2403)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、JFEエンジニアリング(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJFEエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 [k6]

5 担当部署

環境局施設部平野工場 (電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場高圧電動機整備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス (株)

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している排泥ポンプ用高圧電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該高圧電動機は、(株) 東芝が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、設計製作図面に基づく高圧電動機設備の構造、性能を熟知した同社が独自に保有する技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株) 東芝より整備修繕を移管されている東芝電機サービス (株) のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2402)

随 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称

道頓堀川水門外1監視制御装置修繕

2. 契約相手方

(株) 安川電機

3. 随意契約理由

今回修繕する道頓堀川水門および東横堀川水門の監視制御装置は、水位測定等を行うことにより水門を安定的に稼働させるための設備であるが、日常運転における高い信頼性を維持させるため、表示誤差が大きくなり機能が低下した構成部品を取り替えるものである。

本設備は、(株) 安川電機が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。

よって、修繕後の性能について責任を明確にできるのは、製作会社である上記業者のみである。

以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局 管理部工務課 (道路公園設備担当) (06-6615-7887)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外排水処理設備整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター(株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、日本碍子(株)が独自に設計、施工したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、総合的な排水処理設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。日本碍子(株)は、平成19年4月の分社化により、当該排水処理設備に関する事業を(株)NGK水環境システムズに継承し、平成20年4月には富士電機水環境システム(株)との合併によりメタウォーター(株)が設立され、事業継承されている。

よって、本整備修繕ができる業者は、メタウォーター(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話:06-6815-2403)

随意契約理由書

1 修繕名称

寝屋川口水門外39箇所遠方監視装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

今回修繕する寝屋川口水門外39箇所遠方監視装置は、河川施設の遠方監視に必要な設備であるが、経年劣化による構成部品の故障及び機能が低下しているため、各構成部品を取替修繕するものである。

本設備は、三菱電機(株)が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。

よって、修繕後の性能について責任を明確にできるのは、製作会社である三菱電機(株)より遠方監視制御・映像情報通信設備のアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課(道路公園設備担当) (電話番号:06-6615-7887)